

遠隔教育特例校制度

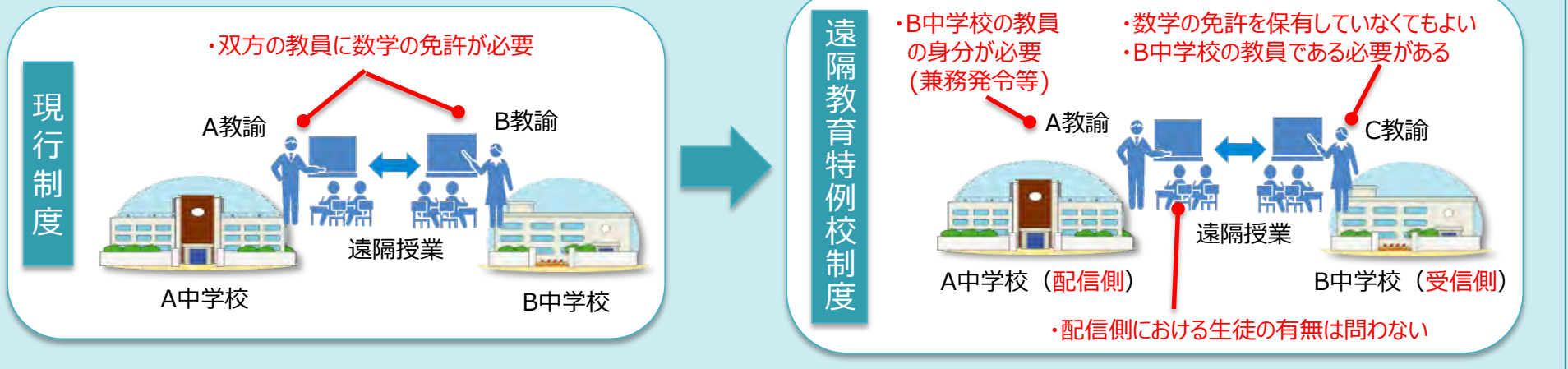
◆ 令和元年8月21日に、遠隔教育特例校制度に係る省令・告示を公布、施行

- ・学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第12号）
- ・「学校教育法施行規則第77条の2の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件」（令和元年文部科学省告示第56号）

遠隔教育特例校とは

- ◆ 授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる学校
(受信側の教員が当該教科の免許状を有していない状況でも履修が可能)

※数学を例とした場合



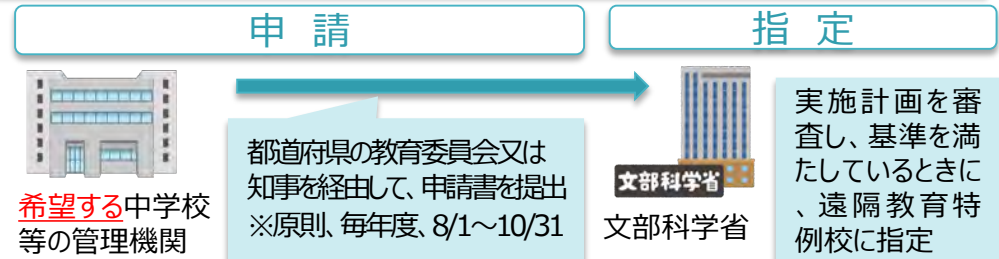
対象となる学校種

- ・中学校
- ・義務教育学校後期課程
- ・中等教育学校前期課程
- ・特別支援学校中学部

要件

中学校等において、地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するために必要がある場合であって、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認められる場合

指定までの流れ



遠隔教育特例校制度の実施状況

○遠隔教育特例校の指定数：12校（令和5年3月15日時点）

○令和4年9月、遠隔教育特例校及び当該学校で遠隔授業を履修している生徒に対して、調査を実施。

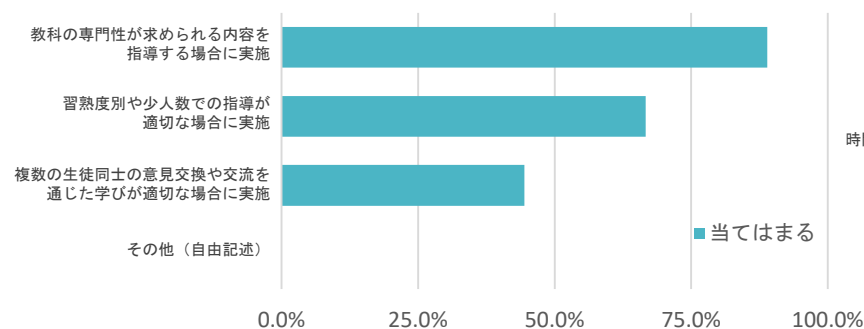
＜調査対象＞

- ・令和3年度に遠隔教育特例校として指定されている学校のうち、遠隔授業を実施した学校（計9校）
- ・令和4年度に遠隔教育特例校において遠隔授業を履修している生徒（計29人）

＜結果概要①（配信側教員の回答）＞

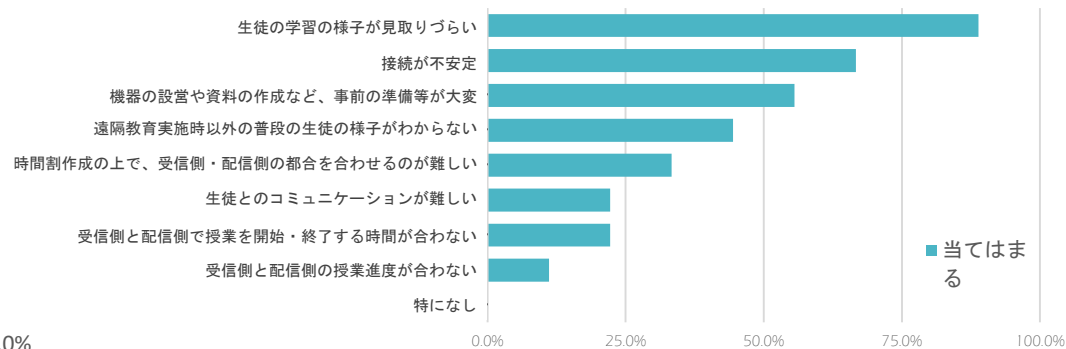
遠隔教育実施にあたって工夫している点

（指導内容）（複数回答可）



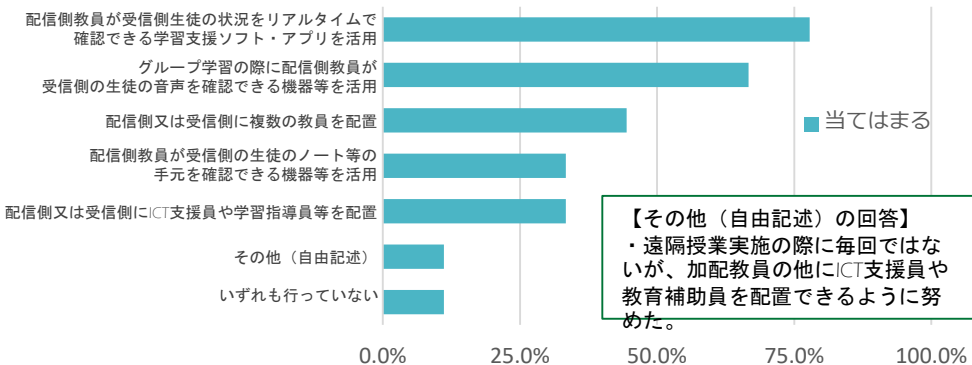
遠隔教育を実施する上での課題

（複数回答可）



遠隔教育実施にあたって工夫している点

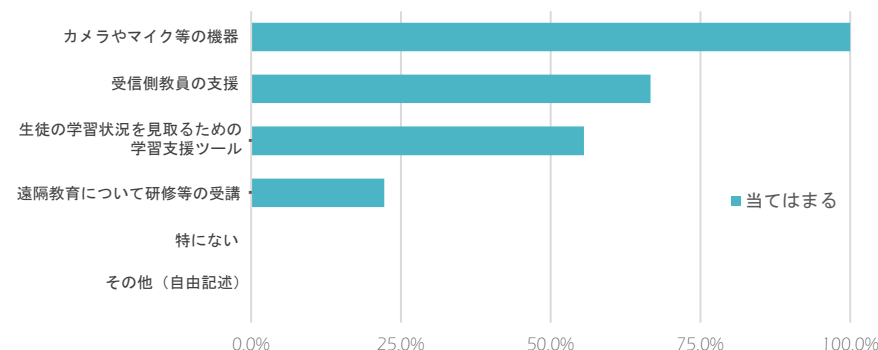
（指導体制）（複数回答可）



【その他（自由記述）の回答】
 ・遠隔授業実施の際に毎回ではないが、加配教員の他にICT支援員や教育補助員を配置できるように努めた。

より効果的な遠隔教育を実施する上で、必要だと思うこと

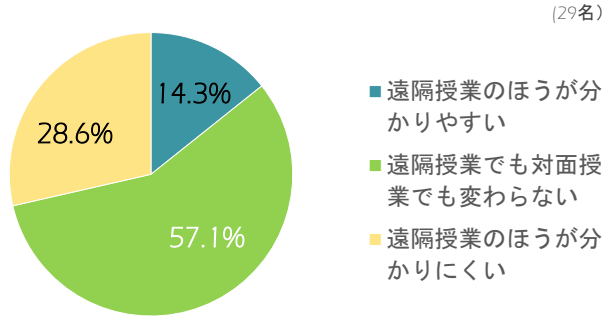
（複数回答可）



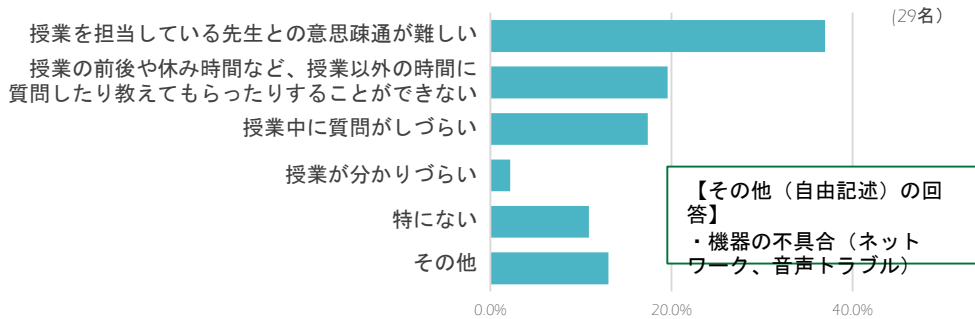
遠隔教育特例校制度の実施状況

<結果概要②（遠隔授業を履修している生徒の回答）>

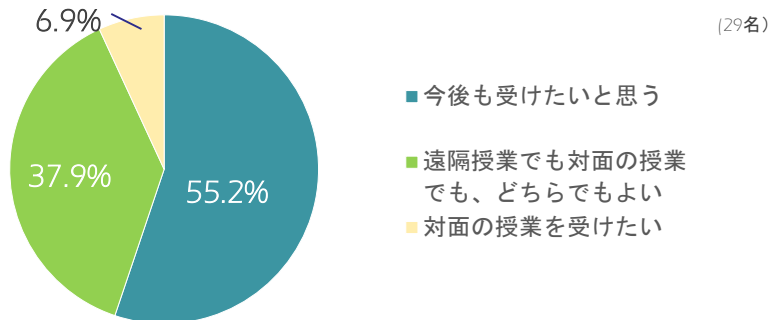
対面授業と遠隔授業の比較



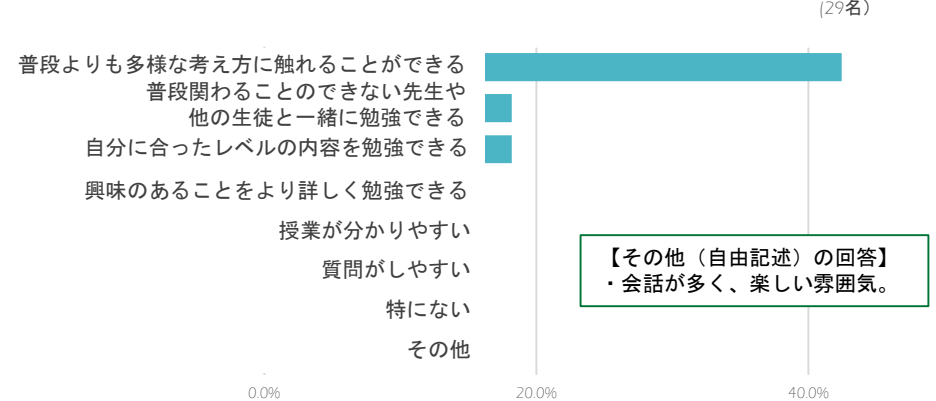
遠隔授業の課題



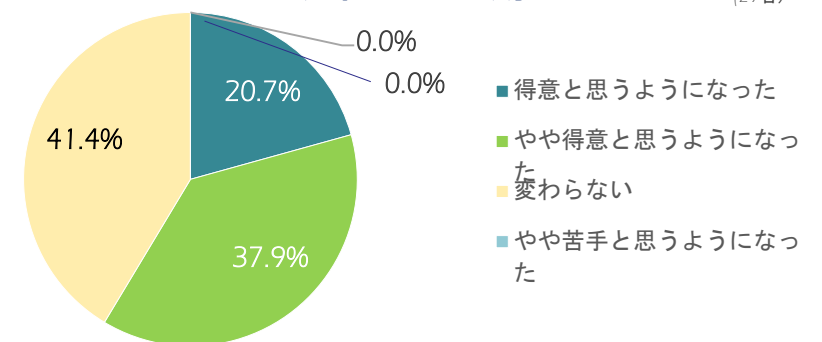
遠隔授業履修に関する希望



遠隔授業の良い点



遠隔教育の効果



高等学校における遠隔授業「教科・科目充実型」

遠隔授業「教科・科目充実型」の制度化

- 平成27年4月より、高等学校の全日制・定時制課程における遠隔授業「教科・科目充実型」を正規の授業として制度化し、対面により行う授業と同等の教育効果を有するとき、受信側に当該教科の免許状を持った教員がいなくても、同時双方向型の遠隔授業を行うことができることとしている。
- これにより、高等学校段階において、先進的な内容の学校設定科目や相当免許状を有する教師が少ない科目（第二外国語等）の開設、小規模校等における幅広い選択科目の開設等、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、生徒の学習機会の充実を図る。

合同授業型

- 児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る。

教師 + 児童生徒

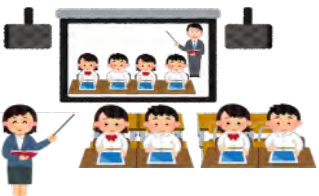


送信側



同時双方向

教師 + 児童生徒



受信側

教師支援型

- 児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教員の資質向上を図る。

ALTや専門家等



同時双方向

教師 + 児童生徒



教科・科目充実型

※高等学校段階のみ

- 生徒の多様な科目選択を可能とすることなどにより、学習機会の充実を図る。

当該教科の免許状を保有する教師



同時双方向

当該学校の教師（当該教科の免許状の有無は問わない） + 生徒



COREハイスクール・ネットワーク構想

令和5年度予算額（案） 0.8億円
 （前年度予算額 0.8億円）



地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワークの構築：**CO**llaborative **RE**gional High-school Network

背景 ・ 課題

- **中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校**においては、地域唯一の高等学校として、大学進学から就職までの**多様な進路希望に応じた教育・支援を行うことが必要**であるが、教職員数が限定的であり、生徒のニーズに応じた**多様な科目開設や習熟度別指導が困難**。
 → **複数の高等学校の教育課程の共通化やICT機器の最大限の活用**により、中山間地域や離島等の高等学校においても**生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援**を可能とする高等学校教育を実現し、**持続的な地方創生の核としての機能強化**を図る。

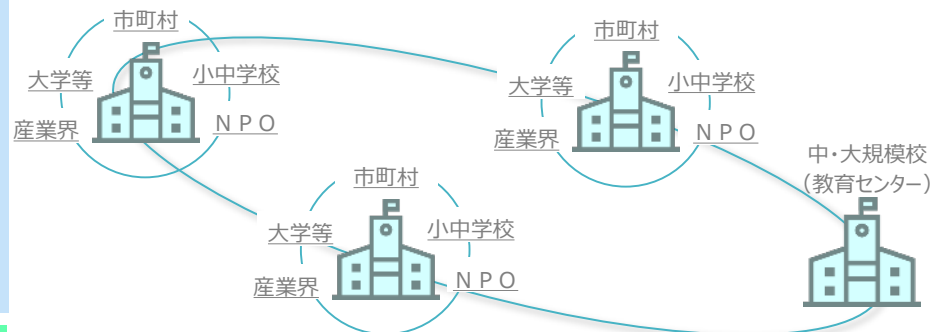
事業内容：中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校の教育環境改善のためのネットワークの構築

①同時双方向型の遠隔授業などICTも活用した連携・協働

- ⇒自校では受けることのできない授業の受講を可能化
- ⇒免許外教科担任制度の利用解消
- ◆文部科学省が実施教科や形態に応じた複数の研究テーマを設定し実施

②地元自治体等の関係機関と連携・協働する体制の構築

- ⇒学校外の教育資源を活用した教育の高度化・多様化
- ⇒地域を深く理解しコミュニティを支える人材の育成



※中・大規模校（教育センター）から複数の高等学校に対する「集中配信方式」の実施も推奨

【事業の検証のための調査研究】

全国展開に向けて、各ネットワークにおける成果・課題を抽出・分析する実証研究を実施

生徒の多様なニーズに応じた質の高い教育実現する高等学校ネットワークのモデルを構築

対象校種	国公立の高等学校・中等教育学校	委託先	学校設置者
箇所数 単価（期間）	13箇所（R3指定） 480万円程度/箇所（原則3年）	委託対象経費	遠隔授業の開発・実施に必要な経費 （人件費、委員旅費、謝金等）

不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について

令和元年10月25日文科初第 698 号
不登校児童生徒への支援の在り方について

【背景】 不登校児童生徒の中には、

- ・家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いていない
- ・不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっている

場合があり、このような不登校児童生徒に対する支援が必要。

➤ 不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる

出席扱いの要件

- 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係があること
- ICTや郵送、FAX、電子メールなどの通信方法を活用して提供される学習活動であること
- 訪問等による対面の指導が適切に行われること
- 計画的な学習プログラムであること
- 校長が対面指導や学習活動の状況を十分に把握していること
- 基本的に学校外の公的機関等で相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること
- 学習活動の評価を成果に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容が、

その学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること 等

(留意事項)

- ・出席扱いとすることにより不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないように留意
- ・出席扱いとした場合、すべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載できない場合でも、たとえば自宅における学習状況を所見欄に文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の指導に生かすという観点から適切な記載がのぞまれること。また、民間業者が提供する教材やインターネット上の学習システムを活用する場合は、当該教材の学習履歴や学習時間、確認テストの結果などに基づいて評価を行うことも考えられること。 等

制度の周知

- 令和4年3月の通知において、不登校児童生徒の教育機会確保のために、ICTを活用した学習支援を行うことが重要であること等を示し、取組を促した。自治体向けの政策説明の場においても、制度の周知を行った。また、今後の取組の推進に資するよう、自治体における学習評価への反映に向けた取組事例や課題についてヒアリング等を実施した。

自治体における取組

(鳥取県)

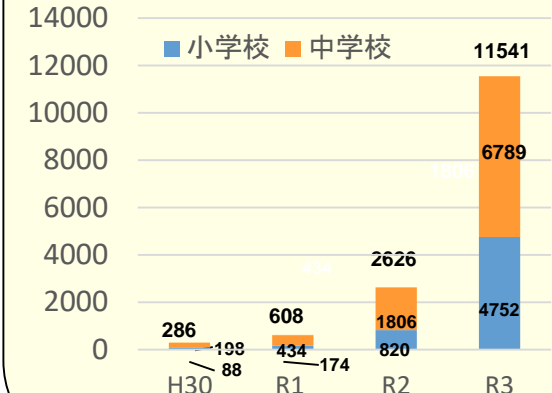
県教育支援センターに、訪問等により児童生徒への学習支援や保護者への助言等を行う「自宅学習支援員」を配置。

児童生徒は県が契約している民間オンライン教材により学習。学習支援報告書を市町村教育委員会経由で在籍校に提出し、学校長が指導要録上の出席扱い等を判断。

(福岡市)

学校内の別室において授業を受けられる場合、学校内の別室へ授業のオンライン配信を実施。学校内の別室での学習が困難な場合は、通信環境の確認を行った上で、自宅へのオンライン配信を実施し、学校長が指導要録上の出席扱い等を判断。

自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした不登校児童生徒数(全国)



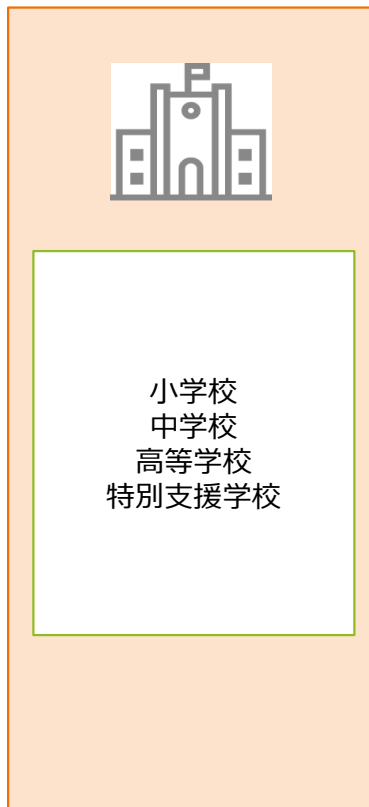
(出典)児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(H30,R1,R2,R3年度)

病気療養中の児童生徒の学びの場（イメージ）

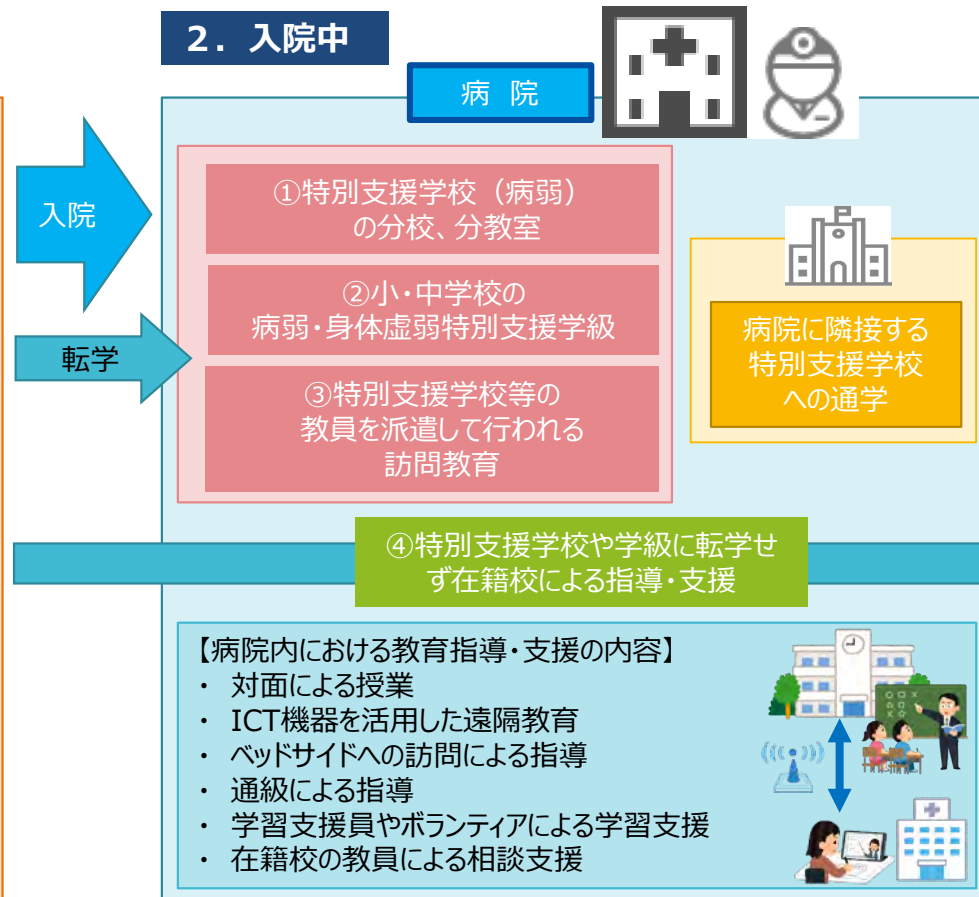
概要

- ・ 病気等により病院に入院している児童生徒に対しては、病院内において多様な教育の場が提供されている。
- ・ 特別支援学校（病弱）の分校・分教室や小中学校の特別支援学級（病弱）に転学したり、転学をせずに在籍している学校の教員による指導や支援を受けたりすることができる。
- ・ これら学びの場においては、対面による授業やICT機器を活用した遠隔教育、ベッドサイドへの訪問による指導などが行われている。
- ・ 学習支援として、学習支援員やボランティアを活用している場合もある。
- ・ 退院後に自宅療養をする場合であっても、訪問による指導やICT機器を活用した遠隔教育を受けることができる。

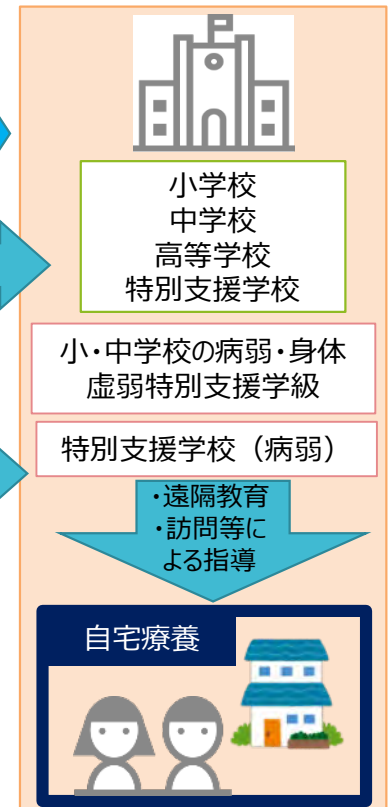
1. 入院前



2. 入院中



3. 退院後



小・中学校段階における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）

平成30年9月に、丹羽文部科学副大臣を主査とする「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」において取りまとめた施策方針を踏まえ、病気療養児（※1）に対する同時双方向型の授業配信について、一定要件の下、指導要録上「出席扱い」とし、評価に反映できることとした。

※1 本取扱いにおける病気療養児に該当するか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等をもとに、年間延べ30日以上欠席ということ参考として、小・中学校等又はその管理機関が行う。

通知概要（平成30年9月20日付け30文科初第837号文部科学省初等中等教育局長通知）

小・中学校等において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合（同時双方向型授業配信）、校長は、**指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることとする。**

【病気療養児に対する同時双方向型授業配信のイメージ】



◆留意事項

- 配信の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては教科等に応じた相当の免許状を有する者であること
- 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、当該児童の体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること
- 同時双方向型授業配信と併せて、教師が定期的に訪問すること等により、病気療養児の学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましいこと 等

病気療養児に対する遠隔教育の取組事例

病気療養児の教育機会の確保や学習意欲の維持・向上、学習や学校生活に関する不安感が解消されることによる円滑な復学等の効果が見られた

自宅療養中の児童に対する授業配信（※2）



退院後、体調が悪くて登校できない小学校6年生の児童から、テレビ会議システムによる授業配信の要望を受け、在籍校において、板書の見える位置と学級全体の様子が分かる位置にWEBカメラを設置し、1日1時間の授業配信（同時双方向型）を実施した。

病室で療養中の生徒に対する授業配信



クリーンルームで治療中の中学生について、本校教室とクリーンルームをつなぎ、花の分解と観察の授業を実施した。教室の生徒が、教員と同じ手順で花の分解・観察をし、クリーンルームの生徒はその中継を見ながら、担当教員が教科書で補足的に説明しながら学習を進めた。

※2 平成29年度入院児童生徒等への教育保障体制整備事業の取組を基に文部科学省において作成。なお、本資料における遠隔教育については、ICT環境を利用した遠隔システムによる授業配信や交流等を指す。

高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する、遠隔教育（メディアを利用して行う授業）の要件緩和について

新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）（令和元年6月）

【取り組むべき施策】

高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する遠隔教育の要件（**受信側の教員の配置要件**や**単位修得数等の上限**）を緩和。

遠隔教育（メディアを利用して行う授業※）の要件・留意事項

● 対面による授業の実施

教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと。

（27年告示第92号）

● 単位修得数等の上限

全課程の修了要件として修得すべき**74単位のうち、36単位を超えないもの**とすること。

※特別支援学校高等部において、修了要件が異なる場合は、その1/2未満までを上限とすること。

（学校教育法施行規則第96条第2項、第135条第2項）

● 受信側の教員配置

原則として当該高等学校等の教員を配置（当該教科の免許保有者以外でも可）

（27年施行通知）

● 配信側の教員配置

高等学校教諭等の身分を有する当該教科の免許保有者

（27年施行通知）

病気療養中等の生徒に対する特例

● 単位修得数等の上限の緩和

令和2年4月、学校教育法施行規則改正

病気療養中等の生徒の教育機会を確保する観点から、**上限を超える単位修得等を認める。**

※訪問教育において、メディアを利用して行う授業を実施する場合も上限を超える単位修得数等を認める。

● 受信側の教員の配置要件の緩和

令和元年11月通知

受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない。ただし、以下の点に留意すること。

- ◆ 当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、**体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること。**
- ◆ **配信側の教員は、受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること。**



※メディアを利用して行う授業：同時双方向型（学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式）の授業であって、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認めたもの。

高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業の取組状況について（令和3・4年度）

- 中間成果報告会の実施（令和4年1月）※HPに資料掲載
 - 受託自治体の報告による取組や知見の共有、医療関係及び教育関係の有識者からの助言等を通じた次年度に向けた取組の改善
 - 教育委員会のみならず学校・医療・福祉関係者に対し、高等学校段階における入院生徒に対する教育保障について理解を促す
- 令和4年度の成果報告書会の実施（令和5年2月10日）※HPに資料掲載

受諾団体の発表例（宮城県）

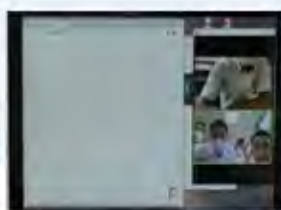
これまでの事例から

医教連携コーディネーター：県立高校の生徒が入院した際に、病院と学校の間で連絡調整や学習支援の助言等を行う病院学校間連携のプロパーとして、宮城県立こども病院に隣接した県立高校に勤務している。



入院先窓口：医療ソーシャルワーカーや
病棟の看護師長 等

学校窓口：教頭，学年主任，担任，特別支
援教育コーディネーター 等



県教委PC・学校のタブレット等
病院の回線を使用※入院先の環境による



同時双方向遠隔
授業の実施

Google Classroom
の活用



テレプレゼンセンズロボット
「Kubi（クビ）」

病気療養中等の児童生徒に対するメディアを利用して行う授業に係る告示一部改正について（概要）

背景

高等学校等における遠隔教育については、平成27年4月に同時双方向型の授業を制度化するとともに、文部科学大臣の指定を受けた高等学校において、病気療養中等の生徒に対し特別の教育課程を編成することを可能としており、当該特例校制度においてのみ、オンデマンド型の授業が実施可能となっている。

しかし、病気療養中等の生徒については、本人の病状に加え、治療の状況によって学習時間が前後することもあり、同時双方向型の授業のみでは教育機会を十分に確保できない可能性がある。

改正内容

学校教育法施行規則第88条の3の「メディアを利用して行う授業」について規定している「平成27年文部科学省告示第92号」を一部改正し、病気療養中等の生徒に対して行う授業については、オンデマンド型の授業の実施を可能とする。

オンデマンド型の授業の実施に係る留意事項

- ・ 同時双方向型の授業を原則としつつ、当該生徒の病状や治療の状況等から、配信側の授業時間に合わせて同時双方向型の授業を受信することが難しいと学校において判断した場合に限り、オンデマンド型の授業を行うことが可能であること。
- ・ オンデマンド型の授業の実施においては、病気療養中等の生徒の生活や学習の状況を把握し、学校外の関係機関等と積極的な連携を図り、生徒本人やその保護者が必要としている支援を行うこと。
- ・ 学習評価においては、定期的な訪問やオンラインでの面接、メールでのやり取り等を通して、動画の視聴及び学習状況を可能な限り把握するとともに、課題提出等、工夫して行うこと。 等

施行

令和5年4月1日

【参考】小・中学校等における病気療養児に対するオンデマンド型授業配信について

- ・ 小・中学校等の病気療養児に対しては、現行制度において、同時双方型授業配信を行った場合、指導要録上出席扱いとしている。
- ・ これに加え、オンデマンド型授業配信による場合においても、指導要録上の出席扱いとすること等について、通知により示すことを予定している。
- ・ なお、当該通知においては、高等学校等と同様の留意事項に加えて、当該児童生徒の学齢や発達段階等を踏まえ、オンデマンド型授業配信の実施の可否について、学校において、保護者や医療機関と連携しつつ、適宜判断すること等の要件を示す予定である。

ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

令和5年度予算額(案) 127百万円
(前年度予算額) 128百万円)

背景

ICTを活用した障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導法の確立が求められている。また、感染症対策で登校できない、あるいは、病気療養中の児童生徒等に対する遠隔指導による学習の保障や、働き方が大きく変化している現状を踏まえた進路選択を想定した指導・支援が重要になってきている。

※事業開始年度：令和3年度

事業内容

1. 文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究

97百万円(83百万円)

○文部科学省著作教科書(特別支援学校用)のデジタルデータについて関連するアプリなどデジタル教材を開発・活用しつつ、障害の特性に応じた効果的な指導の在り方について研究を実施する。

- 委託先:教育委員会、大学、民間団体
- 委託期間:2年間(2年目)
- 件数・単価:5箇所×19百万円

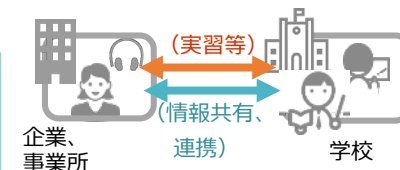


2. 企業等と連携したICT人材育成のための指導の在り方に関する調査研究

5百万円(新規)

○企業等と連携して、将来の職業生活において求められるICT活用に係る知識や技能等を習得するために必要な指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究する。

- 委託先:都道府県教育委員会
- 委託期間:2年間(1年目)
- 件数・単価:2箇所×2.6百万円



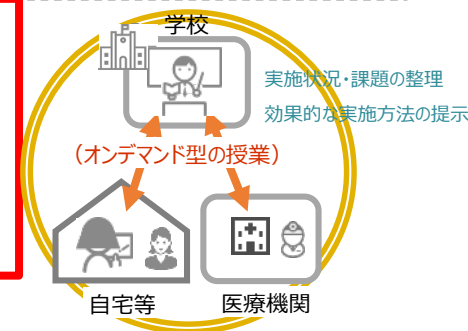
3. 病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究

22百万円(新規)

○病気療養中等の児童生徒(※)に対するオンデマンド型の授業について、実施方法や評価方法等に関する調査研究を実施

※疾病による療養のため又は障害のため、病院や自宅等において相当の期間学校を欠席している児童生徒

- 委託先:教育委員会、民間事業者
- 委託期間:2年間(1年目)
- 件数・単価:8箇所×2百万円
- 研究費:6百万円



アウトプット(活動目標)	アウトカム(成果目標)	インパクト(国民・社会への影響)
ICTを活用した指導・支援の手法・知見の獲得	・モデル事例の周知による他自治体の取組促進 ・ICT活用の充実(デジタル教科書等の普及、ICT関係の就職増、病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業の実施増)	全ての児童生徒の学びが保障され、障害の有無に関係なくその能力を發揮できる共生社会の実現

全日制・定時制高校における不登校・病気療養生徒を対象とした通信の方法を用いた教育

1. 制度の概要

- 高等学校の**全日制・定時制課程**において、**学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席していると認められる生徒等**又は**療養等のため相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒等**を対象として、**通信の方法を用いた教育**により、**36単位を上限として単位認定**を行うことを可能とする。
(病気療養:27文科初第289号、不登校:20文科初第8077号)
- 上記措置を希望する高等学校を設置する地方公共団体の教育委員会、国立大学法人、学校法人からの申請に基づき、**文部科学大臣が、当該高等学校を指定**する。
※ 平成16年度に構造改革特区における特例措置として実施されていたが、閣議決定(平成20年4月25日)に基づき、平成21年3月に全国化。

2. 適用実績(令和4年4月1日現在:計8校)

- 平成18年4月～ 仰星学園高等学校(学校法人仰星学園) (福岡県)
- 平成22年4月～ 稲葉学園高等学校(学校法人稲葉学園) (大分県)
- 平成23年4月～ 旭丘高等学校(学校法人新名学園) (神奈川県)
- 平成23年4月～ 鹿児島島城西高等学校(学校法人日章学園) (鹿児島県)
- 平成28年6月～ 神奈川県立厚木清南高等学校 (神奈川県)
- 平成30年4月～ 東京都立六本木高等学校 (東京都)
- 令和3年4月～ 英明高等学校(学校法人香川県明善学園) (香川県)
- 令和4年4月～ 西濃学園高等学校(学校法人西濃学園) (岐阜県)

通信の方法を用いた教育について

- 全日制・定時制高校において、不登校や病気療養の生徒を対象として通信の方法を用いた教育を実施する場合には、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）第1章第2款5に定める通信制の課程における教育課程の特例に準じた特別の教育課程を編成して教育を実施する。
- 教室授業を中心とする全日制課程・定時制課程とは異なり、通信の方法を用いた教育では、通信手段を主体とし、**生徒が自宅等で個別に自学自習することとして、添削指導・面接指導・試験の方法により教育を実施している。**また、これらに加えて、**ラジオ・テレビ放送やインターネットなどの多様なメディアを利用した指導として、遠隔教育を取り入れる**ことができる。

通信教育の方法

面接指導 (スクーリング)

教師から生徒への対面指導、生徒同士の関わり合い等を通じて、個々の生徒のもつ学習上の課題を考慮した個人差に応ずる指導を実施

添削指導

生徒が提出するレポートを教師が添削し、生徒に返送することにより指導を実施

試験

添削指導・面接指導等による指導を踏まえ、個々の生徒の学習状況等を評価



多様なメディアを利用した指導

ラジオ・テレビ放送やインターネット等を利用して学習し、報告課題の作成等を通じて指導を実施

教育課程の特例

(※ 高等学校学習指導要領第1章第2款5)

- ・ 各教科・科目の添削指導の回数、面接指導の単位時間の標準は、全日制課程・定時制課程とは異なり、下表のとおり定められている。
- ・ 多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れて指導を行った場合には、面接指導等の時間数のうち10分の6以内の時間数を免除することができる（生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、複数のメディアを利用することにより、合わせて10分の8以内の時間数を免除することができる）。

各教科・科目等	添削指導 (回)	面接指導 (単位時間)
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～8

(※) 学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のもの、理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数は、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上確保した上で、各学校で設定。

(※) 特別活動は、ホームルーム活動を含めて、卒業までに30単位時間以上指導。

(参考)

オンライン教育に関する小・中学生の保護者に対するアンケート結果

オンライン教育の利用希望（2022年6月）

<全国>



<東京都23区>



0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

■ オンライン教育中心（50%以上）で、対面教育を併用

■ 対面教育中心（50%以上）で、オンライン教育を併用

■ 基本的に対面教育だが、不定期にオンライン教育を利用

■ 完全に対面教育

■ わからない

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）「[第5回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査](#)」（令和4年7月22日）より抜粋